

[事案 30-113] 入院給付金支払請求

・平成 30 年 11 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

入院期間のうち外泊日以降の災害入院給付金が支払われなかったことを不服として、支払対象外となった入院期間分の給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

肩腱板断裂および関節拘縮の治療のために約 2 か月間入院し、平成 24 年 5 月に契約した医療保険に基づき災害入院給付金を請求したところ、約款上の「入院」に該当しないとして、一部期間分が不支払いとなった。しかし、以下の理由により、支払対象外となった入院期間分の給付金を支払ってほしい。

- (1)手術を受けたところ、持病である糖尿病の影響で手術後の治りが遅かったため、本入院期間を通じて、リハビリならびに食事および血糖値の管理が必要であり、医師の厳格な管理の下で行動した。
- (2)長期外泊をした理由は、入院先の医師が不在であったためリハビリができなかったためであり、自動車の運転もやむなく片腕で行ったものである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)入院期間の申立人の治療内容は、リハビリおよび投薬等であって、入院していなければ行うことができない治療ではなく、日常生活動作にも特に制限がなかったため、外来通院で治療管理が可能であった。
- (2)申立人は、手術後まもなく外泊し、また、同月に長期外泊をして自動車の運転も行い、その後も外泊・外出を繰り返していたことから見て、少なくとも本請求期間中の入院は約款該当性がないことは明らかである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、外泊の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本請求期間中の入院は約款に定める「入院」（医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること）に該当するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。